Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

471-2
15/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

¥200

発行■NPO法人ピースデポ
223-0062　横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F
Tel 045-563-5101　Fax 045-563-9907　e-mail:office@peacedepot.org　URL : http:/www.peacedepot.org
主筆■梅林宏道　**編集長**■田巻一彦　**郵便振替口座**■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座■横浜銀行　日吉支店　普通　1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

イラン核協議

「共同包括的行動計画」の指標に合意

――最終合意には、なお曲折も

イランの核開発疑惑をめぐる国際交渉が、包括的解決に向けた重要な一歩を記した。13年11月24日に「P5+1」（核保有五大国及びドイツ）とイランとが暫定的な「第一段階」合意を結んだ後、包括的解決に向けて2度の交渉期限延長がなされていたが、今年4月2日、ついに大枠での政治的合意に達した。オバマ政権は、強硬派を抑え、「イラン核問題の外交的解決」という年来の公約実現に大きく歩を進めた。今後、6月末を目指して技術的詳細が両者で詰められることになるが、米議会には牽制する動きもあり、最終合意にはなお曲折があろう。

「P5+1」とイランは4月2日、イラン核問題に関する「共同包括的行動計画」（JCPOA）に合意した[1]。合意内容については、米国務省による発表「イラン核問題に関するJCPOAの指標」（以下、「指標文書」）[2]と、イラン外務省によるファクトシート[3]の2種類が存在するが、ここでは、米発表の文書を基にして、論述を進めることにする。

JCPOAの内容

「指標文書」を**資料（3ページ）**として訳出した。その主な内容は以下のように整理される。カッコ内の「○○年」は、合意各項目が有効である期間を示している。

（1）ウラン濃縮について

全体として、イランによる「ブレイクアウト・タイム」（核爆弾1発分の製造に必要な量のウランが備蓄可能になるまでの期間）を最低でも1年間は確保するように、イランの活動を制限することが目指される。

①既存のウラン備蓄

・既存の低濃縮ウラン備蓄10,000kgを、3.67%の低濃縮ウラン300kgにまで削減（15年）。

・フォルドゥの施設に核分裂性物質を置かない（15年）。

②既存の遠心分離器、濃縮施設、濃縮活動

・既存の設置済み遠心分離器19,000基を6,104基にまで削減する（その全部を、初期型のIR−1とする）。濃縮活動は、そのうち5,060基でのみ行う（10年）。

・3.67%以上の濃縮活動を行わない（15年）。

・濃縮活動のための新規施設を建設しない（15年）。

・フォルドゥの施設で濃縮活動を行わない

今号の内容

イラン核協議、「行動指標合意」で大きく進展
＜資料＞米国務省「合意の指標」

NPT再検討会議開会――序盤の関心事項
＜資料＞北東アジアNWFZに関する国連高等代表の発言／新アジェンダ連合「法的枠組み」作業文書

プーチン大統領「核使用検討」発言が意味するもの

（15年）。
・フォルドゥの遠心分離器及びインフラの約3分の2を撤去。
・ナタンツの遠心分離器「IR−2M」型1,000基を撤去し、国際原子力機関（IAEA）の監視下にある貯蔵庫に置く。
③今後の研究・開発
・IR−2、4、5、6、8型の遠心分離器については、限定的な研究・開発に留める。
・フォルドゥで濃縮に関連した研究・開発を行わない（15年）。

（2）アラクの重水炉と再処理
・アラクの重水炉は、プルトニウム生産が行えないように再設計・再建造する。
・アラクの元々の炉心を撤去、ないしは国外移送する。
・すべての使用済み核燃料を国外移送する。
・再処理（研究・開発を含め）を行わない（無期限）。

（3） IAEAによる検証
・IAEAは、イランのすべての核施設に対して常時のアクセスを許される。
・IAEAは、イランの核計画を支えるサプライ・チェーンやウラン鉱山へのアクセスを許され（鉱山については25年）、ウラン加工工場（25年）や遠心分離器生産・貯蔵施設（20年）を継続的に監視することを許される。
・IAEA追加議定書の履行に合意。
・IAEA「修正コード3.1」（Modified Code 3.1、核関連のあらたな施設建設が決定・認可されたら、ただちにIAEAに通告する義務が生じる）の履行に合意。
・イラン核計画の軍事的側面の可能性（いわゆるPMD。本誌389号、11年12月1日参照）について、IAEAの懸念に対応するために、合意された措置を履行する。

（4）対イラン制裁緩和
・イランが検証可能な形で誓約に従った場合に、制裁が緩和される。
・米国による核関連制裁の枠組みは維持され、イランの不履行の場合には再発動される。
・イランによる完全履行を受けて、過去の国連安保理決議は解除される。
・ただし、機微な技術・活動の移転に関連した国連安保理決議の中核的条項は、あらたな決議によって再確立される。

評価と残された課題

上記の整理に従って、どの程度の成果があり、どんな課題が残されているのかを検証する。

（1）ウラン濃縮
大半の項目が期限付きであることへの批判もあるが、濃縮や再処理を主権国家に禁止する国際規範が不在の中で、イランが独自の濃縮活動への制約を認めたこと自体、肯定的に評価すべきだ。濃縮活動は少なくとも10年間は制限でき、「時間稼ぎ」としては十分すぎる成果である。
ただし、既存の低濃縮ウラン備蓄を削減する方法論については、まだ定まっていない。①ロシアへの移送、②希釈、③国際市場での売却の3パターンがあるが[4]、西側外交筋によると、イランは希釈を希望しているとされる[5]。
また、イラン国内に残されている20%濃縮ウランの取り扱いについてJCPOAが触れていないことへの懸念もある[6]。

（2）アラク重水炉、再処理
再処理を無期限に行わないことにイランが合意するなど、大きな成果が得られたと言える。

（3）今後の研究・開発
交渉妥結に向けて、イランがもっともこだわった問題のひとつとされる[7]。「IR−2」型以降の遠心分離器に関する「限定的」な研究・開発をどう解釈するかという問題が残されている。

（4）制裁緩和
イランによる検証可能な形での合意履行が先行し、その後にようやく制裁緩和となることから、イラン国内の強硬派をどれだけ抑えられるかがカギを握る。他方で、合意履行の途上で、米議会による追加制裁が立法化され（それを防げるのは大統領による拒否権発動のみ）、イランの態度を硬化させる危険性がつねにつきまとう。
また、国連安保理による制裁についても、どのような段階を踏んで緩和されるのか、当事者間での合意がまだ存在しない。イランのザリフ外相は、両者の合意後すぐに、過去の制裁終了のための新決議採択に安保理は進むべきだと主張しており[8]、「指標文書」の内容と食い違っている。
6月末を期限とした技術的詳細の詰めの協議ではまだ紆余曲折が予想されるが、何の合意も成立せず、イランの核開発能力のみが残される「成果ゼロ」の事態だけは、どうしても回避せねばならない。（山口響）Ⓜ

〔編集部付記〕
5月7日、米上院は「イラン核合意検討法」を98対1の圧倒的多数で可決した。同法はイランとの最終合意について議会に30日間の検討期間と不承認決議の採択権限を与える。不承認決議

が採択された場合には大統領は制裁の一時停止ができない。親イスラエル・対イラン強硬派は、4月中旬、最終合意の承認により高いハードルを課する法案を上院外交委員会で採択させていたが、折衝の結果妥協が成立した。近く下院でも可決される見込みである。オバマ大統領は拒否権を発動しないことを明らかににしている。

注
1 交渉の過程については、本誌第438号(13年12月15日)、第463−4号(15年1月15日)。
2 www.state.gov/r/pa/prs/ps/2015/04/240170.htm
3 ハーバード大学ベルファー・センターが英訳したものは以下。http://iranmatters.belfercenter.org/blog/translation-iranian-factsheet-nuclear-negotiations
4 米「軍備管理協会」による「『P5＋1』・イラン核協議アラート」(15年4月16日版)。www.armscontrol.org/blog/ArmsControlNow/2015-04-16/P5-plus-1-and-Iran-Nuclear-Talks-Alert-April-16
5 「アルモニター」15年3月30日。www.al-monitor.com/pulse/originals/2015/03/iran-deal-negotiations-deadline-kerry-fabius-yi.html
6 D・オルブライト他「P5＋1/イラン枠組み:強化が必要」(科学・国際安全保障研究所、15年4月11日) www.isisnucleariran.org/assets/pdf/Assessment_of_Iran_Nuclear_Framework_April_11_2015-final.pdf
7 「アルモニター」15年3月18日。www.al-monitor.com/pulse/originals/2015/03/iran-nuclear-negotiations-1.html
8 「アルモニター」15年4月20日。www.al-monitor.com/pulse/originals/2015/04/iran-nuclear-talks-resume.html

【資料】 イラン・イスラム共和国の核計画に関するル包括的共同行動計画の諸指標

米国務省発表
2015年4月2日
www.state.gov/r/pa/prs/ps/2015/04/240170.htm

スイス・ローザンヌで決定された、イラン・イスラム共和国の核計画に関する共同包括的行動計画(JCPOA)の主要な指標は以下のとおりである。これら諸指標は、現在から6月30日までの間に策定されるJCPOAの最終テキストの基礎となるものであり、「P5＋1」、欧州連合、イランの間でなされてきた議論の重要な進展を反映したものである。履行に関する重要な詳細については依然として協議中であり、すべてが合意されるまで、何らの合意も存在しないものとみなされる。今後数か月間で、これらの指標を基礎としてJCPOAをまとめる作業を行う。

濃縮

・イランは、現在設置されている遠心分離器のおよそ3分の2を削減することに同意した。現在設置されている約1万9000基から、今回の合意の下で、6104基にまで削減する。そのうち5060基のみが、今後10年間、ウラン濃縮に利用される。6104基のすべては、イランの第一世代遠心分離器である「IR-1」型でになる。

・イランは、少なくとも今後15年間、濃縮度3.67%を超えるウランを生産しないことに同意した。

・イランは、現在保有する低濃縮ウラン(LEU)約10,000kgの備蓄を、今後15年間、3.67%のLEU300kgにまで削減することに同意した。

・すべての余剰の遠心分離器と濃縮インフラは、IAEAが監視する貯蔵施設に置かれ、遠心分離器と機器の運転のための交換用としてのみ利用される。

・イランは、今後15年間、ウラン濃縮を目的としたいかなる新施設も建設しないことに同意した。

・イランのブレイクアウト・タイム(兵器1発に必要な核分裂性物質をイランが取得するのに必要な時間)は現在、2〜3か月と推定される。この時間は、本枠組みの下で、少なくとも今後10年間、少なくとも1年まで延長される。

イランは、フォルドゥの施設を転換し、ウラン濃縮に利用できないようにする。

・イランは、少なくとも今後15年間、フォルドゥの施設でウランを濃縮しないことに同意した。

・イランは、フォルドゥの施設を転換して、原子力、物理学、技術関連の研究センターとして、平和目的にのみ利用できるようにすることに同意した。

・イランは、今後15年間、フォルドゥにおいて、ウラン濃縮に関連した研究・開発を行わないことに同意した。

・イランは、今後15年間、フォルドゥにいかなる核分裂性物も置かない。

・フォルドゥの遠心分離器とインフラの約3分の2が撤去される。残りの遠心分離器ではウランを濃縮しない。すべての遠心分離器と関連インフラは、IAEAの監視下に置かれる。

イランは、今後10年間、第一世代遠心分離器「IR−1」型5060基のみを使用して、ナタンツの施設でのみウランを濃縮する。

・イランは、今後10年間、第一世代の「IR-1」型遠心分離器のみを使用してナタンツでウランを濃縮し、より先進的な先進分離器は撤去することに同意した。

・イランは、現在ナタンツに設置されている1000基の「IR−2M」型遠心分離器を撤去し、今後10年間、IAEAの監視下にある貯蔵施設に置くことに同意した。

・イランは、少なくとも今後10年間、IR−2、IR−4、IR−5、IR−6、IR−8型の遠心分離器を使用して濃縮ウランを生産しない。イランは、「P5+1」の同意したスケジュールと指標に従って、この先進的な遠心分離器を用いて限定的な研究・開発のみを行う。

・今後10年間、濃縮及び濃縮についての研究・開発は、ブレイクアウト・タイムを少なくとも1年間は確保するように限定される。10年が経過してからは、イランは、濃縮能力に一定の制約を課すことになる追加議定書の下で、JCPOAに従ってIAEAに提出された濃縮及び濃縮についての研究・開発計画を遵守する。

査察と透明性

・IAEAは、ナタンツのイランの濃縮施設やフォルドゥの旧濃縮施設を含む、すべてのイランの核施設に定期的な立ち入りを行う。そこでは最先端の近代的監視技術が使用される

・査察官は、イランの核計画を支えるサプライ・チェーンへの立ち入りを行う。あらたな透明性向上・査察メカニズムは、核分裂性物質及び/あるいは部品を厳しく監視し、極秘計画への転用を予防する。

・査察官は、今後25年間、ウラン鉱山に立ち入り、イランがイエローケーキを生産するウラン加工工場への継続的な監視を行う。

・査察官は、今後20年間、イランの遠心分離器の回転胴及びベローズ弁の生産・貯蔵施設を継続的に監視する。イランの遠心分離器製造拠点は凍結され、継続的な監視下に置かれる。

・フォルドゥとナタンツから撤去されるすべての遠心分離機及び濃縮インフラは、IAEAによる継続的な監視下に置かれる。

・イランの核計画専用の調達経路を確立し、特定の核関連及び軍民両用物質・技術の、イランへの供給、販売、あるいは移転といった個々の調達に即した監視、承認を行う、これは追加的な透明性向上メカニズムとなる。

・イランは、IAEA追加議定書の履行に同意し、IAEAに対して、申告済み及び未申告施設の両方について、核計画に関連する立ち入りを認め、情報を提供する。

・イランは、極秘の濃縮施設、転換施設、遠心分離器製造施設もしくはイエローケーキ生産施設であると疑われる国内のあらゆる場所に関して、IAEAの立ち入りを認めるよう義務づけられる。

・イランは、あらたな施設の建設を早期に通告することを義務づけた修正コード3.1の履行に同意した。

・イランは、核計画の「軍事的側面のある可能性」(PMD)に関連したIAEAの懸念に対応するために、合意された諸措置を履行する。

原子炉と再処理

・イランは、「P5+アラクの研究用重水炉を再設計・改造することに同意した。これによって兵器級プルトニウムは生産できなくなり、原子力の平和的研究と放射性同位体の生産を支えるものとなる。

・相当量の兵器級プルトニウムの生産が可能な現存する原子炉の炉心は、破壊されるか国内から撤去される。

・イランは、原子炉の寿命期間中、すべての使用済み核燃料を原子炉から取り出して国外へ搬送する。

・イランは、使用済み核燃料の再処理、あるいは再処理に関連した研究・開発を行わないことを、無期限に約束する。

・イランは、今後15年間、設計が変更されたアラクの原子炉に必要を超えるような重水を蓄積せず、残りの重水を国際市場で売却する。

・イランは、今後15年間、あらたな重水炉を建設しない。

制裁

・イランが検証可能な形で諸誓約に従えば、制裁は緩和される。

・米国とEUの核関連制裁は、イランが核関連の主要な措置のすべてを取っていることをIAEAが検証した後に、一時停止される。いかなる時点であっても、イランが約束に違反した場合には、これらの制裁は再発動される。

・米国の対イラン核関連制裁の枠組みは、この合意の有効期間の大部分において維持され、重大な不履行が生じた際の制裁再発動に備える。

・イラン核問題に関する過去のすべての国連安保理決議は、すべての主要な懸念(濃縮、フォルドゥ、アラク、軍事的側面のある可能性(PMD)、透明性)に対応するイランの核関連行動が完了すると同時に解除される。

・しかしながら、国連安保理決議の核心的条項、すなわち機微の技術・活動の移転に関連する条項は、JCPOAを承認しその完全履行を促す新たな国連安保理決議によって、再確立される。新決議はまた、上述の調達経路を創出することで、主要な透明性向上措置を提供するものとなる。通常兵器や弾道ミサイルに対する重要な制限や、関連した貨物検査・資産凍結について規定した条項もまた、この新決議の中に盛り込まれることとなる。

・JCPOAにおける約束の履行に関する意見の不一致をJCPOAの参加当事者が解決することを可能にする紛争解決プロセスが規定される。

・重大な不履行の問題が同プロセスを通じて解決されない場合は、現存する国連制裁の全てが再び科されることになる。

・テロ、人権侵害、弾道ミサイルに関する米国の対イラン制裁は、本合意の下でもそのまま維持される。

段階的措置

・今後10年間、イランは国内の濃縮能力及び研究・開発を制限し、ブレイクアウト・タイムを少なくとも1年間は確保するようにする。それ以後、イランは、「P5+1」と合意した、濃縮及び濃縮の研究・開発に関するより長期な計画に拘束される。

・今後15年間、イランは、その計画の追加的要素を制限する。例えば、イランはあらたな濃縮施設あるいは重水炉を建設せず、濃縮ウラン備蓄を制限し、強化された透明性向上手続きを受け入れる。

・重要な査察及び透明性向上措置は、15年目以降も継続されることになる。立ち入り及び透明性向上の重要な義務を含んだIAEA追加議定書に対するイランの遵守義務は、恒久的なものである。イランのウラン・サプライ・チェーンに対する厳格な査察は、25年間は継続される。

・イランの核計画に対するもっとも厳格な制限の期間の後も、イランは核不拡散条約(NPT)の加盟国であり続け、核兵器の開発あるいは取得を禁じられ、その核計画に対するIAEA保障措置を受け入れる義務がある。

(訳:ピースデポ。参考:在日米大使館による仮訳。japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20150414a.html)

NPT再検討会議始まる

序盤に現れた希望と落胆

非核兵器地帯、法的枠組み、日米新ガイドライン

すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。(2010年再検討会議「最終文書」行動1)

4月27日、ニューヨークの国連本部で2015年NPT(核不拡散条約)再検討会議(以下"RevCon"と略)が始まった。2010年「最終文書」の行動計画を含む諸合意の履行状況を評価し、次なる行動計画を合意することを目指して、議論は5月22日まで続く。核兵器廃絶を願う市民が期待するのは、10年以来広がりを見せる「核兵器の非人道性」の認識を、「核兵器禁止」の法的枠組みへと展開していく道筋が示されることである。一方では5つの核兵器国の不作為や、ウクライナを巡る米ロ対決の深化によって、今RevConが目に見えた成果なく終わるのではないか、果ては「最終文書」の合意すらできず「決裂」に終わるのではとの懸念すら拡がる中での開会である。

ここでは、開会前と会議序盤になされた発言や配布文書のいくつかに焦点を当てる。

北東アジア非核兵器地帯の促進を ──国連軍縮担当高等代表が発言

4月24日にニューヨークで開催された第3回非核兵器地帯締約国会議[1]の冒頭、国連軍縮問題担当高等代表のアンゲラ・ケイン氏は、「潜在的非核兵器地帯として、3つの地域がすぐに心に浮かぶ」として、北東アジア、北極そして中東を順に上げた。氏は「世界で最もダイナミックな経済力を持つ」北東アジアは同時に「もっとも困難な争いが存在する」地域であるとしつつ、地域国家、市民社会、国際機関がともに「地域における核兵器の脅威を除去するために力を合わせてほしい」と述べた。(**資料1に発言の抜粋訳**)

韓国、日本、モンゴルのNGOとともに「地帯」設立を目指すワークショップの開催を含めた努力を続けてきた私たちにとって、これは大きな前進であり激励であった。長年の取組が「地帯」設立という課題の水位をここまで押し上げたことを確認し、確信を持って前進したい。

4月30日、私たちは国連内で同目的のワークショップを開催した。次号で報告する。

NAC(新アジェンダ連合)、 核軍縮の「法的枠組み」を再整理・提案

一貫して果敢かつ具体的に核軍縮議論をリードしてきた新アジェンダ連合(NAC。ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ)は、「NPT第6条」と題された作業文書(資料2に抜粋訳)を早々と3月9日に提出していた。

NACはここで、2014年の再検討準備委員会に提出した作業文書[2]に示した、核兵器廃絶のための4つの選択肢(①包括的な核兵器禁止条約、②簡潔型核兵器禁止条約、③枠組み協定、④混合型協定)を、次の2つの選択肢に再構成し提案した。1)包括的もしくは簡潔型の単独の条約(上記①と②)と2)相互に補強しあう枠組み協定(上記③)。NACは、NPT締約国が2つの選択肢のうちどちらが「効果的措置」として優位であるかを判断するよう促している。さらにNACは、①今次RevConの主委員会Ⅰの下部機関を「効果的措置」のための法的アプローチに関する議論に充てること、②国連総会をはじめ、あらゆる軍縮フォーラムを活用して議論を継続することを要求した。この提案が今後の議論で深められることを強く期待したい。

日米は、「核同盟」を明言しつつ 「NPT共同声明」発表

一方、RevCon開会日と前後して同じニューヨークで日米政府が発表した二つの文書は、市民を大きく落胆させるものであった。「核不拡散条約に関する日米共同声明(4月28日)」[3]は軍縮面では何らの新味も持たないものであった。それどころか「共同声明」とその前日(27日)に発表された「日米防衛協力のための指針」と併せて読む時に浮かび上がる、日米両政府の意図に深い失望を禁じえない。「指針」は冒頭部で次のように言う。「**米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。**」

日米同盟を「核同盟」であることを明言して憚らず、一方で「不拡散・軍縮」を語る。この「同盟」の実態を直視するとき、日本市民の前途は厳しいと言わねばならない。「指針」にはこれ以外にも重大な問題がある、それは次号で取り上げる。

(田巻一彦)Ⓜ

注
1 正式名称は「第3回非核兵器地帯条約締約国・署名国及びモンゴル会議」。
2 NPT/CONF/2015/PCⅢ/WP.18、14年4月2日。本誌451号(14年7月1日)に抜粋訳。
3 www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_001205.html

【資料1】
「非核兵器地帯：核兵器のない世界のためのビルディング・ブロック」
アンゲラ・ケイン国連軍縮担当高等代表

第3回非核兵器地帯締約国・署名国及びモンゴル会議
2015年4月24日、ニューヨーク

（前略）
過去20年間に作ってきた実績に立って、私たちは明確な道筋を見出さねばなりません。しかし今私たちの前にあるのは、冷戦のメンタリティへの回帰、核兵器国間の関係悪化、安全保障ドクトリンにおける核兵器の地位を将来にわたって強化するような高価な近代化キャンペーン、そして、あまつさえ戦争の手段として核兵器を使うという遠回しの威嚇という現実です。

だからこそ、逆行の時代にあってさえ、非核兵器地帯という軍縮を覆う雲から指す一筋の希望の光を思い出すことが大切です。（略）

核軍縮・不拡散のために非核兵器地帯によって作り出される価値は、自明なものであると私は考えます。

第1に、非核兵器地帯は、特定の地理的領域内において核兵器を禁止するための実際的な手段です。

第2に、多くの人々が核実験の影響に苦しんできた地域において、非核兵器地帯は、将来の世代が同じ運命に遭わないようにすることを確保するための手段です。

第3に、それは、核兵器のない世界のための不可欠なビルディング・ブロックです。

第4に、そして何より、これらの取極めは、核兵器を拒否し、核兵器が人類と環境にもたらす重大な危険性を除去する広い地域的コンセンサスを表現しています。

2010年以降、非核兵器地帯を強化する上での実質的な進展もまた得られています。すなわち、核兵器国によって、中央アジア非核兵器地帯議定書への共同署名及びモンゴル非核兵器地位を尊重する共同誓約がなされました。

もちろん、これで十分とはいえません。核兵器国は、無条件かつ遅滞なく、未批准の関連議定書を批准すべきです。

5核兵器国すべてが議定書を批准したのが唯一トラテロルコ条約のみにとどまっていることは、非常に残念です。未批准の諸国が、どのようにして、いつ批准可能となるかの計画を明確にするためにこの会議を活用してほしいと思います。（略）

最後に、さらに**新しい非核兵器地帯**を広げるよう、皆さんが協力することを求めたいと思います。

3つの可能性ある地帯がすぐに頭に浮かびます。

世界で最も経済がダイナミックに動いている地域の一つである**北東アジア**は、同時に最も扱いにくい争いを抱えている地域でもあります。私は皆さんが、地域国家、市民社会、そして国際機関と協力して核兵器がこの地域にもたらしている脅威を除去する可能性を探求してほしいと思います。

極冠の減少が続くことによって、北極が争いの場となっています。私は、鉱床の経済圏と権利をめぐる対立が、紛争を煽ることを恐れています。国境を接する6か国で合意された**北極**非核兵器地域は、この貴重かつユニークな地における危険なエスカレーションの可能性を低減するでしょう。

長く待たれている**中東**非大量破壊兵器の進捗における失敗は、月曜日の核不拡散条約再検討会議で取り組む必要がある問題です。私は、再検討会議が、皆さんの貴重な経験を共有し、中東地域諸国が共通のビジョンと目的をもって、前進することを可能にすると信じています。（後略）

https://unoda-web.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2015/04/Third-NWFZ.pdf

（訳：ピースデポ。強調は編集部。）

【資料2】
「核不拡散条約（NPT）第VI条」
新アジェンダ連合（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ）を代表し、ニュージーランドが提出した作業文書

NPT/CONF.2015.WP9
2015年3月9日

NPT第VI条
各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小（訳注：正確には「撤廃」）に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

要約
1. 2010年NPT再検討会議の最終文書は、「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことが必要である」と強調した。

2. 新アジェンダ連合（NAC）参加国は、NPT第VI条が求めるところの核軍縮に関係する「効果的な措置」の細部を詳らかにし、過去の再検討会議や国連総会などが行ってきた緊急の要請に注意を払うべき時が来たと確信している。加盟国は、今こそ核兵器のない世界のための法的枠組みに関する真剣な議論を開始し、必要とされる準備作業を前進させなければならない。第VI条に基づいて前進することによって、条約の信頼性は強化され、核軍縮と核不拡散のそれぞれの履行における不平等性も解消される。また、第VI条の求める「効果的な措置」は、条約の既存の禁止事項に規範的な支えを付与するものとなる。

3. 本作業文書は、2015年再検討会議において、この問題に関する有意義な意見交換や政策決定を促進することを狙い、「効果的な措置」を前進させうる法的アプローチを明らかにすることを試みたものである。

NACは、
(a) 主要委員会Ⅰの下部組織において、「効果的な措置」を前進させうる法的アプローチを模索することに専念するセッションを設けることを期待する。
(b) あらゆる軍縮に関する協議の場や国連総会において、適切なフォローアップとともに、「効果的な措置」を前進させるという決定を行うことを求める。

核兵器のない世界の達成と維持のために提案されてきたさまざまな選択肢
4. NACは、2015年再検討会議に向けた2014年準備委員会において提出された作業文書の中で、核兵器のない世界の達成と維持のために提案されてきた一連の選択肢を概観した（NPT/CONF.2015/PC.III/WP18.29節 を 参照のこと）。そこでは、以下の4つの選択肢について述べられている。
(a) 包括的な核兵器禁止条約（NWC）とは、時間枠を区切った、不可逆的で、検証可能な核軍縮のための、一般的義務、禁止事項、効果的な基盤について明示したものである。
(b)（簡潔型）核兵器禁止条約（NWBT）とは、核兵器のない世界を追求し、達成し、維持するために必要とされる主

たる禁止事項を確立するものである。この種の条約においては、効果的で、時間枠を区切った、不可逆的かつ検証可能な核軍縮について、それを履行し、管理してゆくために必要とされる実際的な取決めを追加的に定めることも可能であるが、必ずしもその限りではない。

(c)相互に補強し合う複数の法的文書で構成される枠組み合意は、核兵器のない世界の達成と維持を目的とする。これら複数の法的文書は、一つの法的な枠組みの中で、時間枠を区切った、不可逆的かつ検証可能な核軍縮に向けた主たる禁止、義務、取決めを確立するために、相互に関連した形で機能するものである。

(d)混合型協定は上記の選択肢のすべて、あるいはいくつかの要素、ないし新たな要素を含むものとなる。

5. 2014年準備委員会に続き、国連総会においては、圧倒的多数の賛成をもって決議69/37が採択された。同決議は、NPT加盟国に対し、「第VI条が描き、要求している効果的な措置を細部にわたって検討するための諸オプションを、2015年再検討会議において探求すること」(第15節参照)を要請した。

6. NACは、前述の作業文書(第4節参照)に概説されている選択肢のうち、いずれかを追求していくことが第VI条の履行を前進させるものであると引き続き確信している。これらの選択肢のいずれもが等しく、NPTの目標と目的に完全に合致すると思われる。核軍縮のための効果的な措置を追求する義務は、条約のすべての加盟国に等しく適用されるものである。これらの問題に関する核兵器国の見解や意見は大いに歓迎されるが、仮に核兵器国が関与しないことを選択したとしても、作業文書に描かれた選択肢について議論を重ね、前進を図ることに対してはいかなる法的な障害も存在しない。それぞれの法的文書や法的文書の枠組みがいかに広く、あるいは狭く起草されようと、これらの選択肢はいずれも規範的影響を持ちうる。これらはいずれも、条約の既存の禁止事項に、追加的な規範的支えを付与することができるであろう。

7. NACは、条約加盟の非核兵器国にとって、いかなる新しい法的文書も、そこで定められる主たる義務は、条約第2条に基づく既存の義務を効果的に再確認することになると認識している。再確認するというのは、この義務を損なうのではなく、実際には強化する(たとえば、一連の人権条約体系の中で、生きる権利を再確認することは、その権利を強化してきたのであり、損なってきたわけではない)。軍縮の文脈における類似の例としては、1925年ジュネーブ議定書における化学兵器ないし生物兵器使用に対する禁止は、化学兵器禁止条約ならびに生物兵器禁止条約の規範的な基礎を形成した(そして今日まで有効であり続けている)ことが挙げられる。

法的に区別されるべき2つのアプローチ間の選択

8. NACは、前述の作業文書で概説した核兵器のない世界を達成、維持するための4つの選択肢について、国際法の観点からを含めて、さらなる分析を行った。この分析の結果、条約第VI条の履行にあたって、加盟国には、事実上、2つの法的に区別されたアプローチが選択肢として示されていることがわかった。2つのアプローチのいずれかを選ぶ決定にあたっては、加盟国は、政治的側面と技術的側面の両方から、第VI条の目的であるところの核軍縮の達成のための「効果的な措置」としてのそれぞれのアプローチのメリット、デメリットを評価しなければならない。

9. 第1のアプローチには、包括的な核兵器禁止条約、あるいは(簡潔型)禁止条約かのいずれか(上述の第4節で述べた第1、第2の選択肢)として、単独の協定に関する交渉が含まれる。これらの2つの条約の相違はその構造にあるのではない。この2つは、実際のところ、同じ法的スペクトル上の違った点にあるのであって、それぞれの条約のカバーする範囲や詳細さのレベルにおいて異なっているだけである。このアプローチに基づく交渉を開始する際には、加盟国は、より広範でより詳細な包括的禁止条約をスペクトルの一方の端に、簡潔型禁止条約をその反対側にの端において、その間で決定することが求められる。その際、後者においては、核兵器のない世界の達成と維持のために必要とされる法的・技術的な取決めについてある程度規定してもよいが、必ずしもその必要はないと認識している。

10. 第2のアプローチは、相互に補強し合う複数の法的文書で構成される枠組み合意(前述の第4節で述べた3番目の選択肢)である。これは、単独型の合意の中で一連の義務を規定することを目指した包括的禁止条約／(簡潔型)禁止条約のアプローチと構造的には異なるものである。このアプローチでは、最初に交渉され、体系全体の目的を定式化し、締約国の大枠の約束ごとを確立するとともに、後続交渉の全般的な統治システムを設置するような、「基本」あるいは「主」合意に従って諸義務が制定される。後続の、第2層を形成する交渉においては、合意体系全体の個別の要素に関して、より詳細な規則(しばしば一組となる個別議定書による)が協議される。加盟国は、それらの交渉の過程において、「基本」合意ならびに第2層議定書が取り扱う範囲や、さらには議定書の交渉のために設立するプロセスを決定しなければならない。

今後の焦点

11. 全ての加盟国が、第VI条を履行し核兵器廃絶するという繰り返し述べられた政治的誓約を実行し、事故、計算違い、あるいは意図の如何にかかわらず、核兵器の爆発がもたらす壊滅的な影響から次世代を守るための実質的な行動をとるべきことについて、あまりに長い時間が経ち過ぎているとNACは考える。NACは、核軍縮に関する「効果的な措置」を追求しその内容を明らかにすることをすべての加盟国に求める条約の条項について、真剣な議論を行うことを求める。本作業文書が示すように、NACは第VI条の「効果的な措置」を前進させる作業は2つの法的アプローチの間の選択―すなわち単独の包括的禁止条約／(簡潔型)禁止条約と、相互に補強し合う複数の法的文書による枠組み合意の間の選択―を可能にすることに焦点を絞るべきであると確信する。

勧告

12. NACは、2015年再検討会議において、第VI条の求めるところの「効果的な措置」に関する実質的な議論が行われることに期待する。この目的でNACは以下を勧告する。

(a) 主要委員会Ⅰの下部組織において、「効果的な措置」を前進させうる法的アプローチを模索することに専念するセッションを設けることを期待する。

(b) 国連総会はもちろんあらゆる軍縮に関する協議の場において適切なフォローアップを伴いながら、「効果的な措置」を前進させるという決定を行うことを求める。

www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/WP.9

(長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の暫定訳を基礎にピースデポが改訂した。)

「核を臨戦態勢に置く用意」―プーチンがテレビで発言

問われるのは NATO－ロシア対立の文脈全体

今年3月15日のロシア国営放送のドキュメンタリー番組で、プーチン露大統領が一年前のクリミア編入に至る過程で「核戦力を臨戦態勢に置く用意があった」という趣旨の発言をしたことが波紋を広げている。大統領はこの他にも核抑止力を誇示する発言を行っており、それが東欧諸国などに対ロ警戒を一層広めている。

危機が続くウクライナ事態

ロシアによるクリミア編入とウクライナ東部紛争の経過については、すでに本誌461号（14年12月1日）で整理した。その後もウクライナ事態は危うい状況が継続している。

昨年9月5日にウクライナ政府と親ロ派勢力との間で停戦合意が成立したが、今年1月下旬にはウクライナ東部の都市マリウポリを親ロ派が砲撃し、本格的な戦闘が再開された。2月12日には、ロシアとウクライナに仲介役の独仏を含めた4カ国首脳が再び停戦合意を締結したが、その後も散発的な武力衝突が繰り返され、いつ本格的な戦闘が再開されてもおかしくない情況が続いている。

こうしたウクライナ事態の背景には、NATO東方拡大と米主導の欧州ミサイル防衛（MD）配備計画をめぐる対立が存在している。ロシアは国境を接するウクライナのNATO加盟に反対するとともに、欧州MDが自国の戦略核戦力の有効性を損なわせるとの懸念を強めてきた。

ウクライナ事態の深刻化は、米国やNATOとロシアのこうした対立の根本的な解決を求めている。対立の様相は深まるばかりである。昨年9月4、5日に英国ウェールズ地方のニューポートで開催されたNATOサミットは、一方的にロシアを非難し、「NATO領域の周縁部で生起する挑戦に対応するために数日以内に配備可能な新しい同盟の統合部隊」との位置づけを与えた「高度即応統合任務部隊」（VJTF[1]）の新設をはじめ、ロシアへの対抗を強める方針を採択した[2]。さらに、このウェールズ・サミットの際に、NATO非加盟国である**スウェーデンとフィンランド**がそれぞれNATOと駐留受入れ国支援に関する了解覚書（MOU）を締結した。MOUは、「災害や安全保障への脅威」などの緊急時にNATO軍の駐留を受け入れることを可能にし、NATO軍が両国領域で訓練や作戦、災害救援活動などの活動を行う場合に、作戦上及び兵站上の支援を行うことを定めている[3]。冷戦期には中立政策をとってきた両国は、冷戦後、徐々にNATOへの関与を深めてきたとはいえ、非加盟という立場を維持してきた。だが、MOU締結の動きは両国とロシアとの関係性を変化させ、NATO拡大によるロシアとの対立構図を北欧でも強めかねない。

プーチン大統領の発言

こうした中、今年3月15日夜に放送された番組内でのプーチン大統領の発言は、大きな懸念と批判を呼び起こした。ただし、日本の報道も含め西側メディアではロシアが「核兵器の使用を検討していた」といった要約も多く見られたが、これは不正確である。発言をできるだけ正確に理解するため、問題となった発言を含む部分を訳出すれば以下のとおりである。（編集部注：出典が民間個人による英訳字幕のため、正確さには留保が必要だが、発言の文脈はうかがえる。）[4]

聞き手：あなたが西側の指導者たちと会談した際、彼らの側からいかなる軍事的干渉もなされないだろうとすぐに分かったか？

プーチン：もちろん、分からなかった。直ぐに分かるはずがなかった。だから私は、初期の段階で我が軍に、何かがあったときのロシアと我が軍の行動について指示―指示だけではなく、直接の命令も―与えなければならなかった。

聞き手：貴方の命令は、我が国の核戦力も準備態勢に置かれたことを意味しているか？

プーチン：我々はそうする用意があった。私は同僚たちと話した。いまあなたとしているように、私は彼らと率直に話をした。ここは我々の歴史的な領土だ。そこにはロシア人が住んでいる。彼らがいま危険に晒されている。我々は彼らを放っておくことはできない。（略）

私は何らかの世界的な紛争に発展させることは誰も望んでいないと信じていた。（略）繰り返すが、我々は最悪の事態のシナリオに備えていた。しかし、私はそうした事態は起こらないだろうと思っていた。状況を過度に悪化させることは必要なかった。

これは、核抑止力を誇示するものであり、厳しく批判されなければならない。ただし、プーチンが言ったのはあくまで、「核戦力を臨戦態勢に置く用意があった」ということである。だから許される訳ではないが、米国が常に使ってきた「あらゆる選択肢を排除しない」という表現と同水準の言葉であろう。

ロシアの戦略核は米国と同じく「警報即発射態勢」を維持しており、その意味ではつねに「臨戦態勢」をとっていると言える。一方、戦術核はすべて中央貯蔵されているとされる[5]。「核戦力」が戦術核を意味するとすれば、これを前線部隊に配備する用意があったという意味と解釈することもできる。だが、いずれにせよこの発言だけでは、当時、具体的に核使用が検討されたとは判断できない。大統領は同時に「私は何らかの世界的な紛争に発展させることは誰も望んでいないと信じていた」とし、実際には「最悪の事態」は起こらないだろうと考えていたとも述べている。こうした点も含めて、「核兵器使用を検討」と書きたてるのは冷静さと公平を欠いている。

核抑止力を誇示するロシアの行動

とはいえ、クリミア編入の「一年後」のタイミングでこうした発言を行うことには政治的な意図がある。それは、ロシアの核抑止力を誇示することで、米国やNATOへの非妥協的姿勢を強調するという狙いであろう。実際、ロシアはこの間、これ以外にも核抑止力を誇示する発言や動きを繰り返している。

プーチン発言に先立つ3月11日には、ロシア外務省のウリヤノフ・ミハイル・イバノビッチ不拡散軍備管理局長が記者会見で、クリミアにロシアの核兵器を配備する可能性について「原則的に権利がある」と発言した。当時、NATOがクリミア半島沖の黒海で軍事演習を実施していたことへの牽制を意図したと見られる[6]。また、ロシア軍は3月16 ～21日に実施した大規模な軍事演習の中で核の限定的先行使用を想定した演習を実施していたことが、報道で明らかとなった[7]。演習では、複数の核搭載原潜が北極圏に展開したとされ、ワレリー・ゲラシモフ参謀総長は、最新の指揮系統を通じ「海洋配備の核戦力に戦闘をコントロールする信号を直接送った」と述べている。さらに、プーチン大統領は4月16日にも、テレビを通じた国民との対話において、「ロシアは核大国である」、「我々を敵国だと思うようなことは誰にも勧めない」などと語った[8]。

こうしたロシアの尊大な動向は、東欧諸国などロシアの周辺諸国の懸念をさらに高めてしまっており、核軍縮全体への悪影響という点でも重大である。例えば、現在ニューヨークで開催されているNPT再検討会議において、5月1日の第Ⅰ主委員会でチェコは、ロシアのウクライナ東部への行動を念頭に、「ロシアによるブダペスト覚書のあからさまな侵害は、一般的に言えば現在の不拡散体制、とりわけNPTの規範性に深刻な疑問を投げかけるものである」と非難した[9]。「ブダペスト覚書」は、ソ連から独立したウクライナが領内の核兵器を放棄することと引き換えに、自国の安全の保証を核兵器国に求めたことから結ばれた覚書である[10]。チェコの批判はそれ自体としては妥当である。だが、こうした懸念をもつチェコはNATOの核の傘に入って核軍縮のための新たな法的枠組みを目指す動きに消極的な立場をとっている。

軍縮こそが事態を打開

4月3日、広島市の松井一實市長はプーチン発言を非難する大統領宛の手紙を、長崎市の田上富久市長は市議会議長との連名で3月の軍事演習に対する抗議の手紙を送った。だが、エブゲーニー・アファナシエフ駐日ロシア大使の返答は、実際の大統領の発言を誤解しているもので「受け入れられない」（4月9日の広島市への返答）、「我が国に対する根拠のない言いがかり」（4月10日の長崎市への返答）と反発する一方、「日本がどこの国の「核の傘」に依存しているかは良く知られている」、米国こそ「あなた方が抗議する本当の対象ではないか」（両市への返答に共通）と反論した。こうしたロシアの姿勢には、NATOロシア対立やウクライナ事態を解決し、核軍縮を前進させようとする責任ある態度は伺えない。

だが、事態の責任をロシアだけに帰するのは誤りだ。東方拡大と欧州MDの追求という路線に固執し続けるNATOの姿勢は厳しく批判されなければならない。根本にあるこれらの懸案を解決する一貫した軍縮努力なしに、危機的事態の解決はあり得ない。（吉田遼）Ⓜ

注
1 Very High Readiness Joint Task Forceの略。
2 詳細は本誌461号（14年12月1日）参照。
3 フィンランドのMOUは、www.defmin.fi/files/2898/HNS_MOU_FINLAND.pdf。
4 ドキュメンタリー番組「クリミア―祖国への道」（ロシア国営放送、15年3月15日放送）への非公式英文字幕による。www.liveleak.com/view?i=cea_1427295035
5 『イアブック2014　核軍縮・平和』の「地球上の核弾頭全データ」を参照。
6 共同通信、15年3月12日。
7 共同通信、15年4月1日。
8 ロイター通信、15年4月16日。
9 www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/main_czech-republic.pdf
10 「ブダペスト覚書」についての詳細は、本誌461号（14年12月1日）参照。

日誌

2015.4.6〜5.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

ISIL＝「イスラム国」／NPT＝核不拡散条約／RECNA＝長崎大学核兵器廃絶研究センター／SNP＝スコットランド国民党／2プラス2＝日米安全保障協議委員会

イアブック「核軍縮・平和2014」
―市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ／監修：梅林宏道
発行：緑風出版／2014年11月30日／A5判 356頁
会員価格1700円／一般価格2000円（ともに+送料）
特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード：核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

●4月7日　米「ピュー・リサーチ・センター」世論調査。「広島・長崎への原爆投下を正当化し得る」の回答、米国で56％、日本で14％。
●4月7日　ロシア原潜「オリョール」、ズヴョードチカ造船所での修理中に火災。
●4月7日　CNN、ホワイトハウスがロシアの関与が疑われるサイバー攻撃を受けたと報道。
●4月7日　スタージョンSNP党首（スコットランド首相）、16年の議会選挙後に、新たな独立投票を行う可能性を示唆。
●4月8日　中国・ベトナム両政府、前日の両国首脳会談を受け、南シナ海の領有権争いを拡大せず、両国関係の大局を守るとの共同声明。
●4月8日　仏「TV5モンド」、サイバー攻撃で約3時間放送停止状態に。ISIL関与の可能性。
●4月7日　RECNA、提言書「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」を発表。
●4月9日　韓国国防省報道官、北朝鮮が7日、黄海に地対空ミサイル「KN06」2発発射と発表。
●4月10日　米中両軍間のテレビ電話開通。デンプシー米統合参謀本部議長と房峰輝中国人民解放軍総参謀長、同システムで初会談。
●4月15日　ドイツでのG7外相会合、「核不拡散・軍縮宣言」を発出。G7として初めて広島、長崎の原爆投下に言及。
●4月20日　韓国国防部、2016〜20年国防中期計画発表。対核・ミサイルシステム「キルチェーン」導入に約9500億円投入の計画。
●4月24日　ローズ米大統領副補佐官、日韓関係改善に向け、安倍首相は米議会演説などで村山談話の継承を表明すべきと述べる。
●4月26日　ニューヨークで核兵器廃絶を訴えるデモ。約7500人が参加。
●4月26、27日　核兵器廃絶を訴える世界同時行動「グローバル・ウェイブ2015」。
●4月27日　第3回非核兵器地帯締約国・署名国及びモンゴル会議、ニューヨークで開催。ケイン国連高等代表、北東アジア非核兵器地帯への各国の取り組みを求める。（本号参照）
●4月27日　NPT再検討会議、国連本部で開幕。（本号参照）
●4月27日　岸田外相、NPT再検討会議で演説。従来の核軍縮「段階的アプローチ」を提唱。各国首脳の被爆地訪問を呼び掛ける。
●4月27日　安保法制与党協議、政府の主要法案条文案を了承。
●4月27日　日米2プラス2、ワシントンで開催。日米ガイドライン改定に合意。
●4月28日　安倍首相、ワシントンでオバマ大統領と会談。「日米共同ビジョン声明」、「NPTに関する日米共同声明」等を発表。（本号参照）
●4月29日　安倍首相、米議会両院合同会議で「希望の同盟へ」と題する演説。安保法制成立を「夏までに必ず実現」と明言。
●4月30日　松井広島市長と田上長崎市長、ニューヨークでシャインマン米大統領特別代表と会談。大統領の被爆地訪問を要請。
●5月3日　横浜で憲法記念日集会。約3万人が参加（主催者発表）。

沖縄

●4月8日　菅官房長官、カーター米国防長官に嘉手納以南の米軍施設・区域の早期返還を要請。辺野古移設推進を確認。
●4月9日　県政の側面支援、移設反対世論発信のための「辺野古基金」創設。
●4月9日　辺野古サンゴ破壊、94群体中89群体は岩礁破壊許可区域外。沖縄防衛局調査。
●4月15日　名護市大浦湾、水深20m地点でジュゴンの食み跡確認。ボーリング調査の影響で深場へ移動した可能性。
●4月17日　翁長知事、安倍首相と初会談。辺野古移設断念を訴える。
●4月17日　ウィンターニッツ米国防総省日本部長、普天間5年以内運用停止を改めて否定。
●4月20日　松本浦添市長、公約撤回し那覇軍港の移設受入れ表明。予定地変更を要求。
●4月21日付　防衛省、「普天間飛行場代替施設建設事業作業推進グループ」を発足。
●4月22日　県、翁長知事の辺野古作業停止指示は「妥当」。県、林農相へ弁明書を送付。
●4月22日付　米軍、普天間飛行場、13年〜15年度に41件の改修工事計画。代替施設の完成遅れ見込み、継続使用へ準備。
●4月26日　東村長選挙、高江ヘリパッド移設推進の伊集氏が3選。
●4月26日　名護市三原区、区民総会で辺野古新基地反対を全会一致で可決。
●4月27日　ワシントンに県事務所開設。
●4月28日　辺野古沖で海保が乗り込んだ抗議船1隻が転覆、市民1人が救急搬送。
●4月28日　「屈辱の日」、県民大会に2500人。辺野古新基地拒否訴える。政府は「主権回復の日」式典の定期開催方針を表明。
●4月30日　政府、普天間「5年以内」運用停止の定義は、「空中給油、緊急時着陸、オスプレイ運用、3機能の停止」と表明。
●5月1日　県内弁護士らの「撤回問題法的検討会」、辺野古埋立て承認は撤回可能とし、国への対抗策をまとめた意見書を県に提出。
●5月3日　普天間所属オスプレイ4機、ネパール大地震救援活動に参加。
●5月4日付　辺野古移設計画、全国紙調査でも反対世論広がる。朝日・賛成25％、反対55％。産経・賛成39.9％、反対44.7％など。
●5月5日　ネパール紙「カンティプール」、普天間所属オスプレイが震災救援中に民家の屋根を吹き飛ばし、「使えない」と報じる。

今号の略語

IAEA＝国際原子力機関
JCPOA＝（イラン）共同包括的行動計画
MOU＝了解覚書
NAC＝新アジェンダ連合
NATO＝北大西洋条約機構
NPT＝核不拡散条約
VJTF＝高度即応統合任務部隊

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンML に参加を
join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。（freeml に移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。）

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号（6 桁）：会員の方に付いています。●「（定）」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、梅林宏道